

(参考)

○ 人事異動の特色

1 60歳超の校長の登用

(1) 校長の特例任用^{※1}

定年年齢の引上げに伴い、61歳年度以降は役職定年を原則としていますが、公務運営上の支障が生じないよう、必要に応じて、特例により61歳年度以降も引き続き校長として任用します。

(県立学校)

高等学校 21人

特別支援学校 2人

(市町村立学校)

小学校 13人

中学校 11人

特別支援学校 0人

(2) 暫定再任用校長^{※2}の登用

管理職としての資質・能力を次の世代へ円滑に継承していくため、令和元年度から校長の定年退職者を再任用校長として採用しており、令和6年度は暫定再任用校長として、引き続き採用します。

(県立学校)

高等学校 34人

特別支援学校 5人

(市町村立学校)

小学校 19人

中学校 12人

特別支援学校 1人

※1 校長の特例任用とは、61歳年度以降の役職定年制の特例として、定年退職(令和6年度は61歳の年度末)までの間、任用される校長をいいます。

※2 暫定再任用校長とは、定年年齢の段階的な引上げ期間中、経過措置として65歳まで再任用できるよう、定年退職後、従来の再任用と同様の仕組の中で採用される校長をいいます。

2 女性管理職の登用

女性教員の人材育成と積極的な登用を図っており、令和6年度は103人の女性管理職を昇任させます。

(1) 新任の女性管理職

()は前年度

	新任	左のうち 女性管理職	比率	増減	
				人数	比率
校長	83 (96)	36 (51)	43.4 (53.1)	△ 15 人	△ 9.7 ポイント
副校長 教頭	171 (189)	67 (81)	39.2 (42.9)	△ 14 人	△ 3.7 ポイント
計	254 (285)	103 (132)	40.6 (46.3)	△ 29 人	△ 5.7 ポイント

※「副校長、教頭」には、教頭から副校長へ昇任した者を含む。

(2) 管理職全体に占める女性管理職の割合

()は前年度

	管理職	左のうち 女性管理職	比率	増減	
				人数	比率
校長	666 (668)	250 (250)	37.5 (37.4)	0 人	0.1 ポイント
副校長 教頭	862 (865)	327 (330)	37.9 (38.2)	△ 3 人	△ 0.3 ポイント
計	1,528 (1,533)	577 (580)	37.8 (37.8)	△ 3 人	0.0 ポイント

○ 教員の人材育成

1 市町村立小・中学校と県立特別支援学校との教員交流の実施

地域のセンター的機能を果たす特別支援学校での経験をもつ教員を小・中学校に増やし、小・中学校における校内の支援・相談体制をより充実させるために、市町村立小・中学校の教員と県立特別支援学校との教員交流を実施します。

令和6年度からの交流者数 14人

2 県立高等学校から県立特別支援学校への教員交流

県立高等学校における支援を必要とする生徒の指導や相談・支援体制をより充実させ、インクルーシブ教育の推進を図るために、県立高等学校から県立特別支援学校への教員交流を実施します。

令和6年度からの交流者数 13人

3 市立特別支援学校と県立特別支援学校との教員交流の実施

市立特別支援学校との教員交流により、県立特別支援学校の地域連携およびセンター的機能をより強化し、相互の一層の人材育成・活用を図るとともに、指導、支援及び相談体制をより充実させるため、教員交流を実施します。

令和6年度からの交流者数 1人(県立から藤沢市立)

4 教職大学院への研修派遣

本県の教育行政において指導的・中核的役割を担う人材を育成するため、教職大学院に小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員を派遣します。

派遣者 10人

派遣先	玉川大学教職大学院	小学校教員
	帝京大学教職大学院	中学校教員、特別支援学校教員
	横浜国立大学教職大学院	小学校教員、中学校教員、高等学校教員、 特別支援学校教員

派遣期間 1年

5 民間企業等への派遣体験研修の実施

社会性や幅広い視野を養うために、民間企業等に派遣する派遣体験研修を実施します。

派遣者 10人

派遣先 製造業4社、金融業1社、小売業1社、宿泊業1社、その他3団体

派遣期間 1年